

～スポーツ少年団教育リーグ規約～

〈1〉名称及び所在地

- ◆本会は、5年生教育リーグという。
- ◆本会の所在地は、豊川市スポーツ少年団事務局に置く。

〈2〉目的

- ◆日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

〈3〉資格

- ◆本会は、豊川市の少年野球チーム(スポーツ少年団加盟)で参加を希望するチームを対象にする。

〈4〉役員及び会員

- ◆本会には次の役員を置く。
 - ・実行委員 1名
 - ・補佐 2名
 - ・審判長 1名
- ◆役員の内任期は2年とし、2年後の4月から3月までとする。

～教育リーグ運営規定～

◆組み合わせ

1. 全チームリーグ戦で行う。

◆試合方法

- *公認野球規則(学童の部)による。
- *試合は6回戦とする。1時間15分で新しいイニングに入らない。
- *コールドゲームは採用しない。Xゲームは採用する。

①勝ち点方式を採用する。

勝ち3点 ・ 引き分け1点 ・ 負け0点

②順位は、勝ち点の多いチームを上位にする。

③審判は、対戦両チームで行う。審判の飲み物は各自で用意する。

【先番ベンチ一塁側(主・2塁審判)、後番ベンチ三塁側(1・3塁審判)】

④試合終了後は両チームで協力してグラウンド整備を行う。

⑤リーグ戦で勝点と同じ場合は、若葉杯抽選時に協議する。

⑥予選リーグの対戦結果は、勝ちチームがLINE 報告する。

⑦試合球は各チーム試合時、2個提供する。

⑧雨天中止の判断、連絡は第1試合の若番チーム代表者が行う。

⑨リーグ戦参加不可のチームは、参加可能になり次第 LINE 連絡し各チームに周知すること。

⑩リーグ戦設定日に参加出来なくても不戦敗としない。

⑪リーグ戦設定日より前倒しをしてもよい。ただしLINE 連絡し各チームに周知すること。

⑫リーグ戦試合を消化できなくても問題はありません。

⑬試合の運営は連盟ガイドラインを遵守する。